

# 国保連合会だより



NO. 26-7  
平成27年1月16日  
静岡県国民健康保険団体連合会  
〒420-8558  
静岡市葵区春日2丁目4番34号  
TEL (054) 253-5581  
<http://www.shizukokuhoren.or.jp/>

## ◎平成27年1月施行の政令改正に伴う取扱いの変更

高額療養費の見直しについては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第365号）が平成26年11月19日に公布され、平成27年1月1日から施行されました。

この改正に伴い、70歳未満の者にかかる高額療養費の所得区分が細分化され、限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の適用区分欄に記載する記号及び自己負担限度額等が変更されました。

また、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部が改正され、以下の（3）のとおり『特記事項』欄の記載が変更となりましたので、診療報酬等の請求の際には注意してください。

### （1）認定証の適用区分欄に記載されている記号変更

#### ①限度額適用認定証

改正前		改正後	
上位所得者	A	年収約 1,160 万円～の方	ア
一般	B	年収約 770～約 1,160 万円の方	イ
低所得者	C	年収約 370～約 770 万円の方	ウ
		～年収約 370 万円の方	エ
		住民税非課税の方	オ

#### ②限度額適用・標準負担額減額認定証

改正前		改正後	
低所得者	C	低所得者	オ
低Ⅱ	Ⅱ	低Ⅱ	Ⅱ
低Ⅰ	Ⅰ	低Ⅰ	Ⅰ

(2) 所得区分に応じた自己負担限度額（平成27年1月1日から）

所得区分	自己負担限度額（月額）	多数回該当
年収約1,160万円～の方	252,600円+（医療費－842,000円）×1%	140,100円
年収約770～約1,160万円の方	167,400円+（医療費－558,000円）×1%	93,000円
年収約370～約770万円の方	80,100円+（医療費－267,000円）×1%	44,400円
～年収約370万円の方	57,600円	44,400円
住民税非課税の方	35,400円	24,600円

※高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数回該当」という扱いになり、自己負担額が軽減されます。

(3) レセプト『特記事項』欄の記載方法の変更

平成26年12月診療分以前

多数回該当以外	
上位所得者	17 上位
一般	18 一般
低所得者 （住民税非課税）	19 低所
多数回該当※	
上位所得者	22 多上
一般	23 多一
低所得者 （住民税非課税）	24 多低



平成27年1月診療分以降

多数回該当以外	
年収約1,160万円～の方	26 区ア
年収約770～約1,160万円の方	27 区イ
年収約370～約770万円の方	28 区ウ
～年収約370万円の方	29 区エ
住民税非課税の方	30 区オ
多数回該当※	
年収約1,160万円～の方	31 多ア
年収約770～約1,160万円の方	32 多イ
年収約370～約770万円の方	33 多ウ
～年収約370万円の方	34 多エ
住民税非課税の方	35 多オ

(※) 特定疾患治療研究事業等に係る多数回該当は、公費負担医療（入院に限る）の自院における高額療養費の支給が直近12か月間において4月目以上である場合。

(4) 留意事項

- ① 小児慢性特定疾病医療受給者（法制 52）の「実施機関番号 801」及び特定医療費（指定難病）受給者（法制 54）の「実施機関番号 501」については、標準負担額の 1/2 を公費で負担することとなるが、レセプト上は標準負担額の全額を記載してください。
- ② 特定疾患治療研究事業（法制 51）及び小児慢性特定疾病医療受給者（法制 52）並びに特定医療費（指定難病）受給者（法制 54）については、「適用区分」が表示された受給者証が交付されます。  
なお、取扱いは以下のとおりです。

◎平成 27 年 1 月～12 月までの医療機関における難病法による特定医療及び小児慢性特定疾病医療支援の受給者証の提示パターンとレセプトの取扱いについて

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
反映後の受給者証	受給者証の所得区分に応じた記載とする

【所得区分の受給者証への反映ができていない場合】

提示パターン	レセプトの「特記事項」欄への記載と取扱い
I 反映前の受給者証（受給者証に所得区分の記載がないもの）のみ	特記事項へは記載しない
II 反映前の受給者証 + 「3割」（現役並み所得者の記載がある高齢受給者証等）	「現役並み」として記載する
III 反映前の受給者証 + 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に応じた記載とする

\*本取扱いは、平成 26 年 12 月 19 日付け厚生労働省通知に基づく内容とする。

- ③ 特定疾患治療研究事業の「51226017・51226025」を継続される突発性難聴の方（平成 26 年 12 月 31 日以前に申請）は、受給者証の提示の際に「適用区分」が旧の表示となりますので、取扱いについては静岡県庁疾病対策課（TEL054-221-3393）へお問い合わせください。